

# 福井県公安委員会 開催概要

平成22年5月28日開催「定例公安委員会」



## 会議状況

### 1 個別決裁

- (1) 公文書公開決定等報告書  
警察本部長に対する情報公開請求2件（4月16日付け及び5月12日付）について、公開決定等の報告があり、これを了承した。
- (2) 福井県留置施設視察委員会委員に対する任命式  
平成22年6月1日付けで任命する福井県留置施設視察委員会委員の任命式の実施要領について、原案のとおり了承した。
- (3) 安全運転管理者講習の一般競争入札応募団体の認定  
安全運転管理者講習委託事務（一般競争入札応募）の申請者（社団法人福井県家用自動車協会）に対する調査結果報告を受け、申請者について、同講習を実施するのに適切な組織、設備及び能力を有する団体であることを認定した。
- (4) 平成22年第5次交通規制の実施  
合計130箇所の平成22年第5次交通規制を原案のとおり決裁した。
- (5) 警察職員等の援助要求  
2010年APECエネルギー大臣会合警備に伴う特別派遣について、関係都府県への警察職員等の援助要求を原案のとおり決裁した。

### 2 包括的案件

#### 〈審議事項〉

- (1) 福井県警察改革の推進状況  
県警察から、「平成22年度福井県警察改革施策」の策定にあたり、平成21年度の福井県警察改革の推進状況及び今後の主な取組みについて報告があった。

#### 〈報告項目〉

- ・ 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
- ・ 「国民のための警察」の確立
- ・ 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
- ・ 警察活動を支える人的基盤の強化

委員から「警察の基本は県民の安全安心の実現である。警察改革がスタートして10年目を迎えるが福井県警察では、これまで独自の各種施策に積極的に取り組み治安維持で相当な成果を上げるなど、改革は着実に進んでいると思う。一方で警察職員による不祥事案など残念な結果もある。警察職員である以上、規律を厳守することは当然であり、今回、幹部に対する適切な指導が盛り込まれたことは評価できる。大いにその効果に期待したい。」旨の発言があった。

委員から「昨年実施した各所属長による業務報告会は、公安委員にとっては警察の基本業務等に対する理解と認識を深めることができ、また日頃接点のない各所属長と気軽に意見交換ができ大変有意義であった。」旨の意見があった。

委員から「今後とも時代や県民のニーズに応じた警察改革施策を構築し、組織を挙げて取り組んでいただきたい。」などとの発言があった。

審議の結果、今後も持続的に推進することで「平成22年度福井県警察改革施策」(案)を原案のとおり了承した。

## 〈報告事項〉

### (2) インターネットオークションを利用した著作権法違反事件の検挙

県警察から、インターネットオークションを利用した著作権法違反事件の被疑者を平成22年5月22日に逮捕した旨の報告があり、事件の概要及び逮捕の経緯等について説明があった。

委員から「違法な複製品と知りながら購入した者は罰せられないのか。」旨の質問があり、県警察から「著作権法には、購入禁止規定がないため、違反に問うことはできない」旨の説明があった。

委員から「今回の事件の被疑者は著作権を守るべき報道機関の職員であることから、報道でも大きく取り上げられ県民の著作権に対する認識も深まったと思う。」旨の発言があった。

### (3) 犯罪被害者支援施策の推進状況

県警察から、犯罪被害者支援施策について報告があり、犯罪被害者基本法成立以降の被害者支援施策並びに福井県警察における具体的施策及び平成22年度の重点取組みについて説明があった。

委員から、「個人情報保護の観点から被害者支援センター等による情報漏洩防止措置について伺いたい。」旨の質問があり、県警察から「特に被害者支援センターについては、情報が流出しないシステム制度になっており、また、万が一情報が流失した場合には公安委員会から必要な措置を指示し、それに従わないときは犯罪被害者等早期援助団体の指定を解除することとなっているため、情報流出防止は担保されていると判断している。」旨の説明があった。

委員から、犯罪被害者支援事業経費の支弁先等について質問があり、県警察から「県費で相談業務等の委託事業として約288万円の予算を確保しており、その一部は国から補助を受けている。また、市町村からも法令外負担金として280万円弱の予算を獲得して活動している。」旨の説明があった。

委員から「指定被害者支援要員は誰がなっているのか。」との確認があり、県警察から「指定被害者支援要員は、総括責任者である警察署長及び高速隊長が自らの所属の警察官を指定している。」旨の説明があった。

委員から「被害者支援は重要な業務であり、関係機関と協力して組織的に対応していただきたい。」旨の発言があった。

### (4) 受動喫煙防止対策の推進

県警察から、福井県警察における受動喫煙防止対策について報告があり、本年7月1日から警察本部、警察署及び執行隊等の警察庁舎内を禁煙とすること及び禁煙促進対策等について説明があった。

委員から「警察業務は、その特殊性からストレスがたまる仕事であり、本対策はストレス解消の面では厳しい（のではないか）。喫煙者には環境の良いスペースを確保していただきたい。」旨の発言があった。

#### (5) 平成22年度福井県警察初動対応競技会の開催結果

県警察から、平成22年5月20日に開催した福井県警察初動対応競技会の開催結果について報告があり、競技会開催の趣旨、競技内容、結果（成績）等について想定事案発生時の無線通話のデモテープの紹介と併せて説明があった。

委員から成績に対する確認があり、県警察から「日頃から職務質問や照会等で無線をよく使っている所属が好成績を収めている。」旨の説明があった。

委員から、「初動対応は、負傷者の救護や犯人の逮捕の両面から、非常に重要である。今後も訓練を積み重ねて現場臨場の時間の短縮及び初動対応技能の向上に努めていただきたい。」旨の発言があった。

#### (6) 飲酒運転の現状と取締り強化

平成20年と翌21年の飲酒運転の現状分析及び飲酒運転の行政処分強化（厳罰化）後の検挙実態等について報告があり、酒気帯び運転が依然として多発傾向にある実情に鑑みて全国一斉に平成22年6月から8月の3カ月間を飲酒運転取締り強化期間とすることなどについて説明があった。

委員から「取調べの結果、飲酒運転の理由に『捕まらないだろう』と思っている者が7割もいたことは非常に残念である。飲酒運転の効果的な防止対策として、酒気帯び運転（0.25mg/1以上）は免許取消しの上、罰金が高いこと及び飲酒運転取締り実態を定期的に新聞等で広報してはどうか」旨の意見があり、県警察から「広報は県民に広く周知する上で効果的である。厳罰化されたことを含めて戦略的、積極的な広報に努めたい。」旨の説明があった。

委員から、市販されている飲酒検知器の精度について確認があり、県警察から「市販の飲酒検知器は精度が正確ではないので計測値を過信しないように注意してほしい。」旨の説明があった。

委員から「県民に対し飲酒運転の厳罰化について、あらゆる機会を通じて周知を徹底し、飲酒運転撲滅の気運を高めていただきたい。」旨の発言があった。

### 3 運転免許の処分関係

本日（5月28日）実施した道路交通法違反に関する意見の聴取7件の実施結果と処分内容に関する説明を受け、原案のとおりこれを決定した。